

第106号議案

府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年12月14日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

特定任期付職員の期末手当について、所要の改正を行うものであります。

府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和3年9月府中市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の167.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の177.5」を「100分の172.5」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定は、令和4年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 第1条の規定による改正前の府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて令和4年12月1日から同条の規定の施行の日の前日までに支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

参 考 (第1条関係)

府中市一般職の任期付職員の採用及び

新

(特定任期付職員に対する府中市職員の給与に関する条例の規定の適用)

第5条 特定任期付職員に対する府中市職員の給与に関する条例（昭和29年6月府中市条例第27号）第3条、第16条の2第1項並びに第19条第2項及び第5項の規定の適用については、同条例第3条中「及び寒冷地手当」とあるのは「、寒冷地手当及び府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和3年9月府中市条例第13号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第3項に定める特定任期付職員業績手当」と、同条例第11条第1項中「もの（第16条の2において「管理職員」という。）」とあるのは「もの」と、同条例第16条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）（以下この条においてこれらを「管理職員」という。）が」と、同条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の177.5」と、同条第5項中「2級以上である職員」とあるのは「2級以上である職員及び特定任期付職員」とする。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 第1条の規定による改正前の府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて令和4年12月1日から同条の規定の施行の

給与の特例に関する条例新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

旧

（特定任期付職員に対する府中市職員の給与に関する条例の規定の適用）

第5条 特定任期付職員に対する府中市職員の給与に関する条例（昭和29年6月府中市条例第27号）第3条、第16条の2第1項並びに第19条第2項及び第5項の規定の適用については、同条例第3条中「及び寒冷地手当」とあるのは「、寒冷地手当及び府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和3年9月府中市条例第13号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第3項に定める特定任期付職員業績手当」と、同条例第11条第1項中「もの（第16条の2において「管理職員」という。）」とあるのは「もの」と、同条例第16条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）（以下この条においてこれらを「管理職員」という。）が」と、同条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の167.5」と、同条第5項中「2級以上である職員」とあるのは「2級以上である職員及び特定任期付職員」とする。

新

日の前日までに支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

旧

参 考 (第2条関係)

府中市一般職の任期付職員の採用及び

新

(特定任期付職員に対する府中市職員の給与に関する条例の規定の適用)

第5条 特定任期付職員に対する府中市職員の給与に関する条例（昭和29年6月府中市条例第27号）第3条、第16条の2第1項並びに第19条第2項及び第5項の規定の適用については、同条例第3条中「及び寒冷地手当」とあるのは「、寒冷地手当及び府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和3年9月府中市条例第13号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第3項に定める特定任期付職員業績手当」と、同条例第11条第1項中「もの（第16条の2において「管理職員」という。）」とあるのは「もの」と、同条例第16条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）（以下この条においてこれらを「管理職員」という。）が」と、同条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の172.5」と、同条第5項中「2級以上である職員」とあるのは「2級以上である職員及び特定任期付職員」とする。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2～3 省 略

給与の特例に関する条例新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

旧

（特定任期付職員に対する府中市職員の給与に関する条例の規定の適用）

第5条 特定任期付職員に対する府中市職員の給与に関する条例（昭和29年6月府中市条例第27号）第3条、第16条の2第1項並びに第19条第2項及び第5項の規定の適用については、同条例第3条中「及び寒冷地手当」とあるのは「、寒冷地手当及び府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和3年9月府中市条例第13号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第3項に定める特定任期付職員業績手当」と、同条例第11条第1項中「もの（第16条の2において「管理職員」という。）」とあるのは「もの」と、同条例第16条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）（以下この条においてこれらを「管理職員」という。）が」と、同条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の177.5」と、同条第5項中「2級以上である職員」とあるのは「2級以上である職員及び特定任期付職員」とする。